

令和2年第3回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	令和2年6月10日																																												
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																												
開 会 （ 開 議 ）	6月10日午前9時0分宣告（第3日）																																												
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 番 岩 崎 真 滋</td> <td style="width: 50%;">2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																												
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																												
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																												
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																												
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																												
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																												
欠 席 議 員	な し																																												
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>大 辻 孝 司</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>巳 波 規 秀</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>松 本 光 弘</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>藤 井 純 郎</td> </tr> <tr> <td>福 祉 こ ど も 課 主 幹</td> <td>乾 宏 美</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>川 端 康 嗣</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹</td> <td>浦 井 久 嘉</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸	総 務 防 災 課 主 幹	松 本 光 弘	総 務 防 災 課 主 幹	山 崎 孔 史	健 康 保 険 課 主 幹	藤 井 純 郎	福 祉 こ ど も 課 主 幹	乾 宏 美	観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣	教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	浦 井 久 嘉
町 長	西 脇 洋 貴																																												
副 町 長	植 田 充 彦																																												
教 育 長	岡 弘 明																																												
会 計 管 理 者	大 辻 孝 司																																												
政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀																																												
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																																												
税 務 課 長	橋 本 雅 至																																												
住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫																																												
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																												
福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三																																												
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																																												
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																																												
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																												
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																																												
政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志																																												
政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸																																												
総 務 防 災 課 主 幹	松 本 光 弘																																												
総 務 防 災 課 主 幹	山 崎 孔 史																																												
健 康 保 険 課 主 幹	藤 井 純 郎																																												
福 祉 こ ど も 課 主 幹	乾 宏 美																																												
観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣																																												
教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	浦 井 久 嘉																																												

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 査	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大文字 睦 美
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	5 番	稲月 敏子	1 コロナ危機で困っている人を放置しない町に 2 路線バスの存続充実について
7	9 番	山田 仁樹	1 町有施設の跡地利用及び廃館施設について 2 人口増戦略・若い世代の定住促進について
8	4 番	井戸 太郎	1 専門的な医学的根拠に基づいた小中学校の再開、公共施設の開放等の決定、対策を
9	2 番	長良 俊一	1 教育現場の働き方改革 2 魅力ある平群町を発信し、注目度をあげる施策について
10	1 番	岩崎 真滋	1 コロナ対策について

令和 2 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 3 号)

令和 2 年 6 月 1 0 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。連日御苦労さまでございます。

町長より、健康保険課の南主幹が忌引きのため本定例会を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号6番、議席番号5番、稲月君の質問を許可します。稲月君。

○5 番

皆さん、おはようございます。稲月敏子です。ただいまから一般質問をさせていただきます。先般、大きく2点にわたっての質問を提出をさせていただいておりますので、順次質問をさせていただきます。

1番、コロナ危機で困ってる人を放置しない町に。新型コロナウイルス感染拡大防止のために全国的な緊急事態宣言も受けまして、学校の臨時休校、また公共施設の閉鎖など実施をしまいりました。渦中、多くの住民は様々な困難に遭遇をされてきております。国や県の施策も打ち出され、町としても地方創生臨時交付金を活用した独自の施策も講じてきたところでございます。しかし、これらの交付等も受けられない人たちもこの中でも多くおられます。困っている住民をつくらないという観点から次の点について対策を講じていただくよう提案をさせていただきます。

その1、道の駅については4月の18日からはレストランなど館内売店が閉鎖をされ、午後1時までの産直売場などの時間短縮営業、また4月の29日から5月10日までは全面閉鎖という措置を取られました。そして、10日から18日は産直、売店のみの販売、13時までの時短営業、18日からはレストラン以外で平常営業となりました。その結果、生産者や出店者は出店自粛ではなく、強制的に営業を停止をされ、時間短縮を強いられたということに結果的

にはなりました。生産者や出店者はこの間に大きな減収を強いられ、生活を脅かされておられます。この方たちは奈良県の新型コロナウイルス感染防止協力金についても対象外となります。給付を受けることもできない状況であります。このような状況を少しでも緩和をし、営業活動を応援し、今後の道の駅運営を活発化していくためにも、さらに今後も協力してもらえるとこのためにも協力してもらったことへのお礼、また営業の補償という意味で町としての支出はできないかと考えますが、見解をお伺いをいたします。

小さく2点目、他県で障がい者施設で新型コロナウイルスのクラスター感染が発生をし、そのため、奈良県でも防止対策が取られました。そんな中で、これはある施設なんです、入所施設と通所施設を併設して持つておられるところなんです、入所施設を感染から守るとこの考えの下で、同時営業されていた通所施設、作業所など閉鎖や廃業、こういった施設もありました。通所されてる方の保護者の多くはこの間、御子息の一日中面倒見やなあかんという、ほってはおけないという障がいを持つておられる方たちの多くは職を辞めたり休んだり、その上、自宅での養護を強いられました。生活の糧を失い、生活困難になってしまう。また、その中でも独り親であるという方が結構おられるんです。この方たちはさらなる困難となつてしまったのが現状でありました。

今、子育て世代の世帯への生活支援金、また、国の支援策に上乗せして、町としても支給を実施したり、独り親の世帯についても同様以上の施策を講じてまいりました。今度の第2次の補正でも大きく一定の補償もされるということも聞いております。しかし、この18歳以上、障がいを持った成人の方たちの保護者についてはこれらの支援金も支給されません。そして、学校に行ってるわけではないので、それに対する就労の補償もなく、最悪の状況に陥っているのが実態であります。このような方たちをぜひとも救済できる施策、国はもちろん県にもやってもらわなければならないですが、まず今、国や県がしていないこういう施策も含めて町として考え、実施して欲しいというふうに考えますが、見解をお伺いをいたします。

大きく2点目です。路線バスの存続充実について。来年度10月からデマンド型の高齢者交通手段の導入の方向も打ち出されたところがございます。一方、奈良交通では先日、乗客減少によって、奈良市内とか生駒市内、結構大きな都市なんかも含めて主要なバス路線における運行便数の減便、これを実施をしたという報道も耳にいたしました。子会社であるNCバスについても今後同様のことが当然予測をされてまいります。路線バスの減便や廃止は絶対にしてはならない。住民の足を奪ってしまうことになります。今、考えなければならないのはこの路線バスの乗客数を増やすこと、乗る人たちを増やすことを

真剣に考えていかなければなりません。バス会社も乗客が増えてくるならばバス停の変更やバス停の増加、バス停を増やすということですね、それとか路線の一部変更なども可能であるというふうにNCバスも言っております。

その一つとして御提案をさせていただきます。以前にも提案させてもらっています。路線バスのJAファーマーズ・プチ平群、元Aコープですね、この前のバス停の設置について再度お願いをしたいんです。関係者と積極的に協議をしていただいて、ぜひとも早期の実施にこぎ着けていただきたい。このように強く要望をさせていただきます。

以上2点についての質問でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、1点目のコロナの影響で道の駅の休業あるいは時短営業、それに関しての補償というようなことでございます。

まず、道の駅における新型コロナウイルス感染防止対策について説明申し上げます。平群町民の健康と安全を守るという観点及び道の駅を利活用している生産者、出店者の収益の確保を考慮しながら、様々な対策を感染状況に応じて適切に進めてきたところです。生産者については、4月18日から28日までの期間、午前9時から午後1時までの時短営業としましたが、農産物直売所という性格上、売上げの80%近くが午前中に集中しているため収益には大きな減少はありませんでした。

4月29日から5月10日までのゴールデンウィーク期間中における全国民が不要不急の人の移動制限自粛期間については、道の駅全館休業としましたが、事前の情報により農産物の収穫調整を行うことができたため、減収は最小限に抑えられたと考えております。

なお、議員御質問の奈良県新型コロナウイルス感染症防止協力金は奈良県より直接休業の要請があった事業者に限られているため、生産者、出店者とも対象にはなりません。その他の対象となる施策、制度の利用が可能と存じます。生産者である農業者に対しては法人200万円、個人事業者100万円を限度とする農林水産省の持続化給付金があり、昨年1年間の売上げからの減収分までの給付が受けられます。また、出店者においてはセーフティーネット保証の認定が条件となりますが、6月2日、本会議初日に補正予算の承認を頂きました中小企業者等事業継続支援金の対象となるのではと存じております。これについては議員御質問の町としての独自の支出ということになります。

以上でございます。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

稲月議員の2点目の18歳以上の障がいを持った人たちの保護者への支援策についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、18歳以上の障がいを持った人たちの保護者に対しましては、特に給付金等の支給はございませんが、現在の緊急経済対策として一律に1人当たり10万円の特別定額給付金の支給を行っているところでございます。議員お述べのように、障がいを持った人たちの保護者など、様々な諸事情によりお困りの方がおられますが、これらの方々の支援につきましては現時点では社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度で休業や失業等により生活資金でお悩みの方に対し、生活費用等の貸付けを行う制度などが考えられるところであります。

町としましても、障がい者及び御家族からの御相談については、それぞれの状況をお聞きしながら、各種制度の御案内をするなどできる限り必要なサービスにつながるよう支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

御回答を頂きました。

小さく1点目ですけれども、道の駅の出店者、それから生産者の方たちの件ですが、いろいろ施策があるからそちらが利用できる。だから、それでやってくれたらええというふうにおっしゃっていただいているかというふうに思います。それぞれの方たちはいろんな持続化交付金などの申請、それから中小企業者に対する有利な貸付けなどの模索は一定、いろいろされてるわけですよ。けれども、非常に申請に困難を呈してはるというのは現状あるようです。私も相談を受けて、私では解決できなかったもので専門の方にお問い合わせをしたりとか、そんな形で何とか少しはめどが立ったというような方もいらっしゃるわけですよ。でも、やっぱりきちっとした営業届を出してるような個人業者でないと、それら持続化給付金なんていうのは受けれないというような条件もあるわけですね、非常に小規模で細々やっておられる方たちについては道の駅で出店できるという非常に良い機会を与えてあげてるとしたら語弊がありますけれども、そんな機会を平群町はつくってるわけで非常にいいことやというふうに思ってるわけですよ。

だからこそ、そういう人たちも含めて、この間、非常に御苦勞をかけたというね、そういうねぎらいの意味。別に平群町がこのコロナウイルスをばらまいたわけじゃないんで、別に謝ることはないんですけれども、全館閉館してしまってるというところ辺ではね、やっぱりその辺の配慮というの、温かい思いやりの精神、それから、これからやっぱり一緒に、そういう人たちと一緒に本当に道の駅をさらに盛り上げていかなければならないというね、そういう一翼を担っていただくと、これからのことも含めて考えれば、やっぱりそんな営業されている方たちに対する配慮というか、補償を一定していくというのがね、私は非常に温かい町の考え方ではないかなと。これからの住民と一緒にこの町を発展させていく姿勢ではないのかなと。小さなことですがね、そういうようなことも思います。

道の駅については、今回のこの県の協力金の申請対象内になったんですよ。初めは対象外やったんですが、今回、対象内に入ったような感じなんです。僅かですけどね。公営企業も入るといことで、NPOも入るし、福祉団体なんかもここに入るといことで報道されています。そやから20万、たったの20万ですけどもね、道の駅にとっては少しはこういう給付金も受けれると。道の駅自身は受けれるけど、そこに店出してる業者は受けれないというね、何か非常に矛盾があるような気がするんですけども、そんなこともありますので、せめて何か考えていただけないかといことで、今は考えられないというふうにおっしゃってるんですけど、そこを第2次の補正も国のほうでは今、審議中ですけども、あると思うんでね、そこなんかも含めて今後検討をさらに強くしていただきたいなというふうに考えますので、また御返答いただきたいと思ひます。

2点目ですね。私もいろいろ相談を受けるといか、話を聞きまして、何かないのかなといことで、かなり調べたつもりなんです。でも、どこにも何も出てこないというのが現状で、これなら当面町のほうにね、やっぱりこれも同じく、本当にコロナのウイルス感染の拡大によって本当に困っている人たちを少しでもそこに手を差し伸べていくとい、そういう温かい姿勢の下で、特にやっぱり重い障がいを持った子どもさん、年齢は成人やといふうにな、もう二十歳以上とか30とかになっておられても、やっぱり小さい子どもさん以上に配慮せなあかんし、手もかかっていくと。施設に行かれへんのなら親がずっと付きっきりになっとかへんかったら実際生活していけないという状況を今回生み出されてるわけでね、そういう方たちに救いの手をやっぱり差し伸べていただきたいというふうに思ひます。

国のほうは、そういう障がい者の施設、通所、入所についても閉めるなとい

うことでね、そういう指導の下でやっておられるというのも承知をしております。しかし、その中でもやっぱりこういった閉鎖をしてしまう。私が聞いた方については廃業したということですのでね。やっぱりそんなこともあるのでね、介護においても同じようなことがあるのではないかというふうに、私もあんまり詳しく調べてませんので、そこんとこ分からないんですけども、あるのではないんか、そやからそこんとこの配慮というか、お願いをしたい。これも第2次の補正の下でね、さらに何らかの形で積極的に考えてほしいというふうに思います。再度御答弁ください。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

まず、再質問の中でありました奈良県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金についてですが、これ、道の駅は対象になっておりません。ちょっとこの話は微妙なところがあるんですが、道の駅の中のいわゆる活性化センター、くまがしステーションという部分についてはですね、食料品等扱ってる業種になりますので、これについては休業要請が出てなかったということで、これ自体は協力金の対象にはなっていない。ただですね、道路施設としての道の駅については、奈良県の道路部局のほうからゴールデンウィーク期間中閉鎖をするということの要請はありました。ただ、その道路施設としての道の駅の駐車場とかトイレとかいうものと活性化センターについては、それとは別の施設として、ここは休業要請されないということで、今回の県の協力金の対象にはなっていないというところですよ。

それと、道の駅の生産者、あるいは店舗については、生産者のほうは生産者との話合いの中で感染拡大を防止するために、町民あるいは利用されてる人たちの健康を守るために自主的に時短営業をしたということでございます。なおかつゴールデンウィークについては、道路施設であるトイレだとか駐車場、閉鎖されましたので、それに合わせて休業したということです。

出店者、5店舗ほどあるんですが、それについては自粛要請をしたということでございます。現実、今回、自粛要請に応じて休業された業者さんもおられますが、その間休業されなかった業者さんもおられるということです。あくまでも議員お述べの休業に対する、例えばお礼だとか補償という意味でいいますと、国や県の施策で融資だとか協力金だとか支援金とかありますけども、あくまでも経営を持続するための支援と、コロナで影響を受けた、売上げが減少した経営者に対してその分、経営を持続するための支援という意味合いでございまして、例えば、休業していただいたからというお礼だとか、休業をさせたか

らという補償という意味合いで道の駅、地域振興センターだとか町のほうでそれを行うというふうな、意味合いとしてはちょっと違うかなというふうに考えております。

今後、何らかのそういった生産者だとか、あるいは出店者を救済するような施策等がまた今後出てくるようでしたら積極的に活用はしてもらいたいというふうに思いますが、今のところ、特別その部分についてお礼だとか補償というようなことは考えておりません。

以上です。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えします。

まず、町内の18歳以上の通所の人数につきましては全体で92人おられます。そのうち大空の家が57人ということで、ほとんどが町内で大空の家ということになっています。あと、休業されている施設もあるということなんですけども、全国的に見れば基本休業要請はかかってないんですけども、やむなく休業されてるという割合は、通所系、短期入所系で約1.55%、訪問系では0.03%と休業についてはごく僅かな状況であります。

議員御質問の第2次の地方創生臨時交付金を活用して何か支援できないかということの御質問であったと思います。現在交付額もまだ未定な状況でありますので、今後、町全体の独自支援策として検討を進めていくこととなりますので、現時点では障がい者への独自支援については一定検討する必要もあるかと思いますが、現時点では御意見として賜っておきたいと考えてますので、よろしく願いいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

今、再質問にお答えをいただいたわけですけども、道の駅のほうについては若干考え方の違いというか、私が間違ってるのかどうかは分かりませんが、経営を持続をしてもらうための今、支援金が県とか国からも出されてるということですよ。それに上乗せして町も、融資を受けた方についての上乗せ措置をしていただいたということでは非常に良かったというふうには私は思っています。ただ、私が言ってるのも結局は今後の経営の持続をしっかりといただくために、元気をつけて頑張っていこうやということでの意味合いというか、そのための救済措置ということでのお願いをしたわけですけども、おっし

やっってることも分からんでもないとは思いますが、そのような細かいところも含めてね、また検討できるメニューが出てくればぜひとも積極的に考えていただきたいというふうに思っておりますので、これはそれで今後のあれに期待をさせていただきます。結構です。

小さく2点目の障がい者の保護をされている方に対する支援。本当に全く何もないというところ辺では今の現状の中では非常に難しいというような御答弁でありましたけれども、いろいろ、貸付けについても一旦借りても必ず返さなければならぬというような状況に陥りますし、非常に困窮されている。やっぱり独り親家庭というのね、非常に厳しい状況。その中で未満の子どもさんやったらいろいろそれなりの支援がたくさん、結構増えてきたわけですね、支援の量が。そういう状況にあるのに、片や年齢が大きい。本人さんには障害者年金、それは減額もされずそのまま下りてくるわけですけれども、親御さんの就労まで奪われてしまったというようなそんな状況が実際あるわけですので、ぜひともこの、まだ第2次の補正のところ辺では何も分からない状況ではあると思うんですが、今後に向けてしっかりそこは何かその中で考えていくということをね、積極的にお願いしたいというところをお願いをしておきます。

これで結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、稲月議員の大きな項目の2項目め、路線バスの存続充実についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、我々といたしましても路線バス減便、廃止は絶対にあってはならないとの強い認識の下、NCバスの協力も得ながら今後も路線バスの存続かつ繁栄を目指し、平群町地域公共交通会議並びに各関係機関とも協議をし、地域住民がより一人でも多く御利用いただけるよう乗車率向上に努めてまいりたいと考えています。

そこで、議員の御要望の商業施設JAファーマーズ・プチ平群前のバス停設置についてでございますが、以前よりこの場所でのバス停設置を検討するに当たり、NCバス及び西和警察と数回協議をいたしました。バス停を設置する

に当たり交差点より10メートル以上離れた安全区域が必要となることや、バスを退避させるための用地の確保、また、その他安全対策上の問題が生じるため各協議が整わず、許可を得られませんので、現在も設置に至っておりません。よって、安全性等を確保されない限り設置は非常に困難であるというふうに判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長

稲月君。

○5番

前回と同じような御答弁をいただいたわけですがけれども、私たち独自でNCバスとの懇談も持ちました。その中でNCバスがおっしゃるのは、町がいろいろ、へこみですかね、バスが入る、そういうことの内容を整えるとか、警察との協議ですね、そこが整うならば非常に結構なことやということで、ぜひそういうことがあるならばやりたいというふうにおっしゃってるわけですよ。これ、はっきり聞いてまいりました。

それとですね、もう1点はJAファーマーズのほうにも行かせてもらって店長さんとも現地を見てお話をしました。その中では、JAとしてもお客さんが便利にここへ来ていただける、便利になるというね、そういうことが保証されるということなんで非常に喜ばしいことやというふうにおっしゃっています。あそこの道路と歩道との関係、そのへこみをどういうふうにつくれるのかなという話も現地を見ながら相談をさせてもらったんですけども、ここまで入ってもらっても大丈夫やし、十分いけるんじゃないんですかというようなこともおっしゃっていただいて、非常に前向きであられたということが現状あります。

そんな中でね、やっぱり今、乗客数を増やしていく。側まで行くんなら路線バスに乗って買物に行こうという方がね、そんな何千も増えるわけじゃないですけども、やっぱり特に若葉台の方、それから樁台の方ですね。こういう人たちが本当に助かるというふうにおっしゃってるわけでね、しょっちゅう、あそこに早うつけてくれということでお話も聞かせていただいとところなんでね、これはやっぱり町がね、もっとやっぱり積極的になってもらってね、今まであかんかったからまた言うたって一緒やというふうにおっしゃらずに、JAのほうもそう言うてはるし、NCバスのほうも変えられるもんなら変えたらいいと。取りあえずバス会社はもうからん仕事をしてはる。どうもしてはるみたいですよ。今ね、ずっとね。バスには乗らないというのが随分増えてきてるもんでね。だからどないかして乗客数を増やしたいという思いはおありなんで、そこんところはもっと町のほうが積極的になっていただいたら変わってくると思う

し、ぜひ住民の願い、声をしっかり受け止めていただいて、再度協議をしてほしいというふうに思うんですが、その辺での再度の御答弁をお願いします。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

今いろいろと意見頂きまして、JAのほうもお客さんが喜ばれるならば良いというふうな意見もおっしゃられたということですね、あと我々のほうといたしましてもNCバス、JA、それと歩道等ですんで、町の道路部局とも協議しなきゃいけませんし、警察も含めて今後よい方向になるようには検討してきましたと思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。ぜひともね、喜んでいただける、皆さんが公共交通を安心して使って、老後も楽しく元気に暮らしていけるこの町を目指して、そして併せて、今考えていただいておりますデマンド型のほうも成功していけるように、ぜひ考えていただきたいというふうに思いますし、積極的なアプローチをしてほしいというふうに思います。まだまだこの路線バスの存続させていくための変更というのかな、そんなんはバスの路線の変更とかも含めてまだまだあるんですが、今回はここにとどめておきたいと思いますので、これで私の質問については終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議 長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

9時55分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時37分)

再 開 (午前 9時55分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号7番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○9 番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。
町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町有施設の跡地利用及び廃館施設について、人口増戦略・若い世代の定住促進について、大きく2点についてお伺いします。

まず、大きな1点目は町有施設の跡地利用及び廃館施設についてお聞きします。最初に旧平群西小学校の跡地利用についてお聞きします。

今から6年前の平成26年3月、旧平群西小学校が廃校になり、建物も含む跡地は以前のまま放置されています。西小学校の跡地利用については、平成26年3月、12月、28年3月とこれまで3回、庁舎として利用する等の提案も一般質問にて取り上げてまいりました。その中で土地の権利関係が大字名義や明治時代からの個人所有名義を含み、かなり複雑になっており、整理には相当な困難が予想されることから「売却、賃貸などの民間活力による展開を視野に入れることは困難である」との見解でしたが、「やる気になってやればできるはず」という私の指摘もあり、本腰を入れ、土地権利の整理に当たられ、権利関係問題の解決に至ったと理解しています。

本年3月議会では、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会との賃貸借契約も交渉中であるとお聞きしましたが、その後の状況はどのようになっているのでしょうか。

次に2点目は、旧南保育所の跡地利用についてお聞きします。旧南保育所は昭和54年4月に同和対策事業の一環で同和保育所として竣工、開園し、平成28年3月まで同和地区並びに平群町の保育事業の大きな役割を担ってきた施設でした。敷地面積3,588平米に対し、建築面積が1,316平米、延べ床面積が1,139平米という施設であり、閉園され約4年がたってしまいました。

過去の跡地利用検討では現在の建物は昭和56年6月1日以降の確認申請による新耐震基準に合致しておらず、耐震性能が不明、未確認であるため、解体撤去し、更地として売却するためには2,400万円程度かかるということがありました。また、耐震診断並びに耐震補強工事及び老朽化した部分の改修工事を行うと2億6,000万円程度必要との試算が出ているとのことでしたが、このまま放置するわけにもいかないのが現状と思われます。町はどのような方向で考えられているのでしょうか。市街化調整区域の当該土地についてどのような土地利用が可能であるか、調査、検討はなされたのでしょうか。

また、これまで民間活力を利用した幼児教育施設、幼稚園や保育所等の民間で運営されている施設、事業者に対して土地及び施設の利用運営について打診、協議された経緯はあるのでしょうか。

3点目は、その他の解体予定町有廃館施設等についても、現在新型コロナウイルスの感染症予防対策を行っている中、仮に大規模災害等に見舞われたとき、密閉、密集、密接の3密を避けた避難所が必要となってきます。そのためにはワクチン等特効薬ができるまでの一、二年間は中央公民館、人権交流センター、旧図書館等の現施設を解体撤去しないで現存させておくことも必要ではないでしょうか。早急な土地利用目的が明確にあり、文化センター建設補助事業の付加条件である統合による元施設の解体を5年間の間に実施しなければならないという猶予も待ってられないのであれば仕方ありませんが、もしものために現存させ、施設として使用しなくても避難施設として使用可能な状況にしておくことも必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

次に、大きな2点目は人口増戦略・若い世代の定住促進について伺います。

日本の少子・高齢化が進む中、政府は少子化を食い止めるため、これまで子ども・子育て支援や女性の働く環境づくり等、いろいろな取組、対策を進められています。全国的に各自治体においてもいろいろな特色、独自施策によって若い世代の定住促進対策に取り組まれていることは周知のところであります。平群町においても若者の流出を食い止め、流入を促すための施策は重要であり、人口減少に歯止めをかけることは喫緊の重要課題であります。

これまでの平群町の定住促進のための取組として、26年度までは妊産婦の検診の公費負担、安価な保育料や一時預かり事業、学童保育所の設置、学校給食の実施、幼保一体化施設施策等の事業であり、他の市町村と比較して平群町独自の特色ある施策と言えるものは何一つなかったと思います。

しかし、26年度からは高校1年までの医療費無料、定住促進奨励金として固定資産税を3年間キャッシュバックする個人給付的施策が実施されました。そのほか、ソフト面での取組としても行われていますが、起爆剤として、目玉事業として、個人給付的であっても若い世代にとって実益ある事業を実施しない限り、若い世代に人気のある町、すなわち若い世代の人たちに魅力を感じてもらえる、ここで暮らし、ここで子どもを育てていきたいと思ってもらえる判断基準になるような施策がまだまだ足りない、もっと必要ではないかと考えます。

そこで、3点について質問します。

まず1点目は平群町の高齢化率と人口減少について伺います。平群町の住民登録による高齢化率は平成7年では奈良県と比較してマイナス1.0ポイントの高齢化率、12.86%でありましたが、平成16年には16.59%でほぼ同数になり、その後は上回っていきます。平成25年には全国より0.9ポ

イント高い奈良県の26.0%に対し、平群町は4.8ポイントも高い30.8%となり、令和2年3月末の住民基本台帳による平群町の高齢者といわれる65歳以上の人数は7,079人で、平群町の人口1万8,771人に対し、高齢化率は37.71%にもなっています。平群町は過疎化が進み、高齢化率が35%を超える町村が多くある奈良県内の南和地区に匹敵する状況になっています。

平群町の若い世代のここ10年間の3学年別人口減の状況を見てみますと、19年度末245人いた20歳の若者は10年後の30歳の29年度末には175人となり、70人、28.6%の人口減、20年度末217人であった20歳の若者は30年度末には142人となり、75人、34.6%の人口減、21年度末186人であった20歳の若者は31年度末には117人と69人、37.1%の人口減という状況になっています。若い世代の人口減についての要因、対策についてもどのように考えられているのでしょうか。お聞きします。

高齢化率の上昇に歯止めをかけるためにも若い世代の転出を食い止めること、転入を促進することが重要であり、活力ある町にするためには若い世代の定住促進をもっと重要課題とする必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

2点目は、定住促進奨励金として家屋の固定資産税を3年間キャッシュバックする個人給付的施策についてお伺いします。

この制度は26年4月1日より施行され、当初は平成31年3月31日までの5年間、新築、中古物件を問わず新規に家屋を取得された50歳以下の対象者に対して3年間分の家屋の固定資産税を一旦納付していただき、翌年キャッシュバックとして交付する制度です。現在は令和2年12月31日までに申請された方を有効とするよう期間延長され、最長で令和6年まで交付されることになっています。これまでにはたくさんの方が利用されていると思いますが、以下の点についてお聞きします。

①現在までの総交付件数は。

②総交付件数の内訳として町外からの申請転入件数、及び町内住民からの申請件数、及び町内、町外それぞれの申請者を含む総転入者数は。

③交付した対象者の町外からの申請転入住民と町内申請住民。それぞれの平均年齢は。

④申請件数1戸当たりの平均交付額及び総交付金額。並びに今後の現申請者に対する必要交付金予測費用は。

⑤これまでの申請者のうち、制度を知った上で定住を決めた人の状況、割合

は。

⑥これまで実施されてきたこの制度の周知方法について。

⑦若い世代の定住促進という観点から見たとき、費用対効果も含め、この制度の有効性、必要性、継続性についてどのように考えておられるのでしょうか。

以上7点についてお聞きします。

3点目は、若い夫婦対象の賃貸住宅家賃補助制度の創設について提案いたします。この制度については、平成17年度、出生率の高い長野県下條村への自主研修に行き、当時の伊藤喜平村長の話からヒントを得て、大阪市、神戸市の新婚世帯支援制度を例に挙げ、平群町にとってこそこの制度の創設が必要であると提案して以来、これまで何度も提案、質問をしてきました。これまで町側の19年12月議会、20年6月議会の答弁では、「逼迫した財政状況の中で新規事業の構築は難しい状況にあり、個人給付的な制度については見直しや廃止を提案している中、個人住宅の家賃を補助する制度の導入を行っていくことについては大変困難である」との答弁でした。

その後、平成25年6月議会において、県内で新規に創設された安堵町や御所市の例も挙げ、再度提案しましたが、答弁としては「施策の優先順位としては、平群町の特性である一戸建て住宅を利活用する施策とし、定住性の高い一戸建て住宅の取得者に対する支援策から着手をした上で、その一定の実績や成果、費用対効果を検証した後に賃貸住宅の支援制度について検討してまいりたい」との答弁であり、平成27年6月議会では、その後の実績や成果、費用対効果の検証及び、最近町内での共同住宅の建設も増加しているようですが、そのことも含め、どのように考えておられるのかの質問に対し、「定住促進の交付金については26年度からの制度開始であり、実際にキャッシュを動かすのが28年度からとなっているので、事業としては具体的実績が出ていないので、検証には至っていない。確かに町内では共同住宅も増加しておるのが現状です。賃貸住宅家賃補助制度については既に実施しているほかの自治体の事業評価なども参考にさせていただき、今後、調査研究していきたい」との答弁でした。これまでの検証結果についてお聞きします。

しかし、現在の社会情勢の中で、果たして若い世代の夫婦にとっていきなり戸建て住宅を購入できるのでしょうか。新婚当初、サラリーマンであれば会社の家賃補助制度を活用しての家探し、その後、子どもが生まれ、生活が安定してくることにより、子どもの通学、生活パターンも考慮し、戸建て住宅を求めるといふ順序になっていくのではないのでしょうか。施策の優先順位が逆になっているのではないかと思います。むしろ現在の戸建て住宅の取得支援と若い夫婦対象の賃貸住宅家賃補助制度を併設することで若い人たちにとって将来に

向けても大きな魅力となっていくと思いますが、いかがでしょうか。

確かに現在の財政事情はいまだに厳しいものがありますが、未来に向け、決断し、手だてしていかなくてはならないと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、山田議員御質問の大きな一つ目、町有施設の跡地利用及び廃館施設についてにお答えいたします。

まず、1点目の旧西小学校の跡地利用についてであります。さきの3月議会で御報告申し上げましたが、賃貸借による跡地利用業者については提案募集の結果、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会に決定しております。現在このアンカー協会において、施設利用に当たってどのような改修工事が必要かについての具体的なプランニングが出されているところであります。また、必要な改修費用については協会側で行っていただく予定になっております。

利活用にあたっては、旧西小学校が市街化調整区域に立地しているため用途変更にあたり、都市計画法第43条、第34条に照らし合わせ、奈良県と協議を進めているところであります。なお、その上で西小学校が現行法令に照らして的確に建築されているかどうかについて確認する必要があります。法以前に建築された西小学校について、例えば、擁壁等が現行法令に準じているかどうか検証し、基準を満たしていない場合、補修工事等を行う必要が出てまいります。奈良県やアンカー協会と協議の上、必要な措置を講じていきたいと考えております。

続いて、2点目の旧南保育園の跡地利用についてお答えいたします。この施設の方向性ですが、民間売却を基本に取り組んでおり、現在、インターネットヤフーの官公庁オークションの公売サイトにおいて、5月28日から6月15日までを参加申込み期間とし、公売を実施しております。また、これまで土地利用の具体的な調査検討を行ったかについては、基本的には新たな施設、ゆめさとこども園が設置されたことで行政サービスを廃止した施設であり、不用施設として位置づけ、町による積極的な利活用策は検討しておりません。

また、旧西小学校と同様に市街化調整区域に立地することから既存建築物の用途変更において都市計画法、建築基準法の制限がかかってくることから、また町が主体的に転用するにしても財政的な裏づけがないことから町としては民間による利用促進が現実的な選択だろうと考えています。

併せて、民間活力の導入についてであります。町としてゆめさとこども園

が設置されたことにより、行政サービスを廃止した施設であり、そのため幼児教育施設等の誘致や打診は行っておりません。

続いて、3点目のその他の廃館した施設も使用可能な状態にしておく必要があるのではないかという御質問ですが、確かにコロナウイルス感染症拡大防止の観点から旧施設を活用することを否定するものではありません。ただ、現実的には敷地の一部にある借地の返還や今秋の解体に向けた事務手続を進めていること、高圧電力契約終了を間もなく迎えることなど、施設管理のトータルコスト削減にも努めていることなどから、行政用途を廃止し、老朽化した建物については取り壊していくことを基本に考えております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

まず1点目、西小学校の跡地利用についてですけど、一般社団法人日本建築あと施工アンカー協会で決定しているということですが、たしか3月議会でも答弁があったと思うんですけど、年間の賃貸借だと思うんですけど、再度予定の金額をお聞きしたい。

改修は協会でするということなんですけど、ちょっと気になったのが必要措置を講じていきたいという御答弁がありました。擁壁等。このことについては擁壁を改修するとなると相当な金額が必要ではないかと思うんですけど、建築基準法等にも照らし合わせながらということなんですけど、その辺の費用についてはこれもあと施工アンカー協会のほうということの理解なんでしょうか。

それと今日の時点でもう決定してるということなんですけど、賃貸借契約というのはもう済んでるんでしょうか。その辺について答弁願います。

2番目の南保育所の跡地利用についてですけど、公売で5月28日から6月15日やったかな。土地利用については町による積極的な利用策は検討していない。民間による利用促進が現実的な選択ということだったんですけど、たしかある程度は土地の利用の方向性というんですか、利用可能な施設というんですか、その辺は町のほうで調査されたんではなかったんですか。ただ、市街化調整区域の中で民間のほうで調べて勝手に購入したいというか、購入の意思があれば購入くださいということなんですけど、その辺については今、保育所の建物が残ってますよね。この建物が残っているということは私の分かる範囲では、以前の経験からいうと、建物が残っているということが今後開発なりすることによって有利だと思うんですけど、その辺のことも含めて調査というかアピ

ールというか、されてるのかなというので、その辺のことの答弁をお願いします。

南保育所の②なんですけど、公売されるということはいつまでも町として利用しない施設を残しておくというのもあんまりいいことじゃなく、公売されて固定資産税等でも収入があればそれはそれでいいと思うんですけど、確かにネット公売を見てますと最低価格が1,000万だったかなと。この建物施設を解体もしなければならぬということとその辺の金額になってると思うんですけど、たしかこども園、ゆめさとでしたかね、購入のとき、平米1万5,000円ぐらい、1万六、七千円やったかなと思うんです。これ、3,500平米としても1万円でも3,500万円、1万5,000円であれば5,000万ぐらいの土地の価値になると思うんですけど、それでも、公売ですからどこまで上がっていくか分かりませんが、1,000万でも売らなければ、売りたいという意味、そのことについては特に、ネット公売ですし、土地の利用価値からして購入希望者が判断されることなんですけどかなりの乖離があるのかなと思うんですけど、それはそれで仕方ないかなというふうには思うんですけど、そのことについて、なぜそういう値段かという答弁は結構ですけどね、こども園というんですか、幼児教育施設について打診が行っていないということなんですけど、私ね、この間、年度当初は待機児童は発生しないように、今回も町長がなかなか臨時職員の保母さんでは採用希望者が出てこないということで、正職として希望されて、手だてをされて新年度は待機児童はなかったということになるんですけど、よくよく制度も聞いてますと、やっぱりゼロ歳児なんか、その当時、年度当初申し込めなくとも、申し込める時期になったときには入れない、待機児童になってしまうという現実が常に起きているのが今の平群町の現状だと思うんですね。

若い世代の定住促進ということによって、今、全国的にも言われてますけど、保育園に行けないという現実を打破するためにもね、ハードルは高いと思うんですよ。私ね、ある意味、町の施設の保育園、こども園はもうがらがらな状態でもいいんじゃないかなと。むしろ民間の方が運営、町内でやっていこう思うたらそっちを優先的に、そっちに行ってもらえるような。北幼稚園も頑張っているという言葉は適切なのかどうか分かりませんが、運営としてもやっていける程度の子どもさんがおられるということですね。斑鳩や上牧町なんかでも民間の委託されてるわけなんで、その辺の。今、公売も手打たれてるんで、それはそれで購入希望者があればいいんですけど、せっかくもともと保育園として運営されてた施設ですから民間の活力を利用するということですね、そういうことに興味を示していただければ、もう破格の値段でもいいと思うんで

すよ。それがこども園として運営していただけて、例えば、さっき言ったように町有のこども園が空き状態がいっぱいになってると、待機児童は平群町はないんだということを常に行える状況であってこそ若い人たちに魅力を感じてもらえる町の一つになるのではないかなと思うんでね、その辺はね、もちろんこども園を新築されたんで、同時にそのことをやるという、町に考えはなかったんだと思うんですけど、せっかくの施設ですし、民間の事業者であろうが補助金等も使えばこれまで保育園として使った施設、比較的スムーズに運営できるんじゃないかなと思うんでね、その辺も今後は、もし公売が不調に終わったとしたら再度広く募集もしていただきたいと思うんで、そのことについてお答えいただきます。

それから、町有施設ですね。コロナ対策として否定するものではありませんが、廃館施設については敷地の一部にある借地の返還や高圧電力契約終了を迎えることなどから行政用途を廃止し、老朽化した建物を取り壊していくことは基本ということ、それで分かるんですけど、今すぐ利用しなければならない、すぐに買手がある、そういう施設でないのであれば、この一、二年間の間だけでも、本当に昨日の窪議員の質問でもコロナ対策については避難所運営マニュアルはコロナ対応に適合していないという答弁がありました。収容人員が今の状況よりも減るんだと。そのために各自自宅等で待機してほしいということもおっしゃってましたけど、受け入れる体制を常に持つとくというのが行政の責任ではないのかなと思うんですよ。そういう意味で、当然、電気も来てない状態になってもですね、取りあえず雨露しのげるということが必要になってくるということもあり得るんで、先ほど言ったように特効薬等ができるまではですね、3密を避けるという意味では慌ててというか、すぐに解体する必要がないのでは。当然解体は約束事ですからしていかなければならないんですけど、ここ一、二年はちょっと様子を見るということも必要ではないかなということで、提案をさせていただきました。

以上の再質問に答弁よろしく申し上げます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、賃貸借金額についての問合せでございます。この件については、町のほうで業者の公募をかけたときに賃貸借の金額は305万円ということで決定しております。

2番目の擁壁の件でございます。この擁壁の件については、町のほうで県の

建築課等といろいろと協議も行く中で、高さ2メートル以上の擁壁についてはその安全性を確認する必要があるということで指導されております。実際現地のほうも我々も確認させていただきましたけども、旧の町道側のほうですね。今は町道になってるかと思いますが、特に体育館の南側のほうの擁壁が目視する限りではかなり怪しいような状況になっているということでございます。その辺の擁壁の取扱いについて、どのようにしていくのか、今アンカー協会ともいろいろと協議をしているところでございます。基本的には建物の改修、体育館とか教室、その辺の改修についてはアンカー協会側でやっていただく。敷地の擁壁等については町のほうで費用負担をするというのを基本には考えておりますけども、利用者負担については今後貸付けが正式に決まったというか、一定の問題がクリアされた時点です。有償貸付けの賃貸料とか利用のための改修費、利用に伴う光熱水費、修繕や維持管理に関する費用、その他に係る費用について協定等で別途締結し、確認していきたいと思っております。

それと3点目は、このアンカー協会に業者が決定したのかということでもよろしかったでしょうか。

○9 番

契約。

○政策推進課長

契約についてはまだ決定はしておりません。先ほど私、業者がアンカー協会に決定したと申しましたけども、正確にはこの公募の結果、平群西小学校跡地の利用候補者に選定したというのが正しい理解でございます。

続きまして南保育園の件でございます。南保育園、今、公売しておりますけども、どういったことに利用できるかということについて一定調査したのかとそういうような御質問だったかと思っております。南保育園は先ほど申しましたように、市街化調整区域に立地しております。市街化調整区域に立地していても何もできないということではございません。例えば、産業振興機能や社会教育、生涯教育機能、事務所機能については都市計画法の第43条に記載されている農村漁業用施設とか公益施設に該当いたしますので、県知事の許可を得ることなく用途変更は可能であります。その辺のことも調べております。また、その他の機能につきましても都市計画法の第34条の許可基準を満たす必要がありますけども、医療福祉機能というものにつきましても、都市計画法第34条の公益上必要な建築物に該当するということで決まっておりますので、その辺については利活用できるということで、その辺の確認はさせていただいております。

それとあと、南保育園の公売に当たって幼児教育とかその辺の施設について

の打診したのかということでございます。先ほど答弁させていただいたんですけども、基本的には近隣に同様のこども園等の施設ができましたもので、町としましては基本的には不用施設という位置づけで廃止していくとそういうような考えを現在も持っております。

三つ目です。不用となった施設について新型コロナの関連もございまして、当面の間、1年間から2年間については利活用ができないのかとそういうようなことの御質問であったかと思っております。今現在ですね、三つの施設、中央公民館、あすのす、人権交流センターについて、解体設計の事務手続を進めております。特に中央公民館に当たっては、今の中央公民館の奥の借地、駐車場として借りている敷地の返還の問題、また中央公民館の敷地内にある民地の返還の問題等々もございまして、我々としては中央公民館の解体をまずは最優先にやっていきたい。併せて、予算的なこともございまして、公民館とあすのすを同時に解体とするのが費用的にも一番いいのではないかとこのように考えております。

もう一つ、人権交流センターでございます。これについては機能を文化センターのほうに移転いたしまして、今はセコム等々の電気だけがつながっているとそういう状態でございます。人権交流センターのこれまでの事業については文化センターと若井集会所のほうへ機能は分かれていくというふうになっておりますので、人権交流センターについても基本的には解体していくという考えではございますけれども、まずは中央公民館のほうを最優先で解体していきたいとそういう考え方でございます。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。何点か確認したいと思います。

賃貸借契約は年間ですよ。305万円というのはね。金額だけおっしゃったんですけど、年間ということで理解させてもらいます。

○政策推進課長

はい、年間です。

○9番

あと、今は候補者になっているということで、せっかく来ていただくということは私たちも賛成です。それは進めていっていただきたいんですけど、ただ、それに対してまた破格の金額が町が負担しなければならないというふうになってくるとまた考え物なので、擁壁については、敷地等については町のほうで負担していくという答弁でもあったんですけど、その辺はもちろん、私がここで

言わなくても説明いただけると思うんですけど、当然それに必要な金額になってきたときには議会にしっかりと事前に報告していただきたい。そのことのお約束をお願いしたい。それをクリアになってから本契約になるのかなと思うんですが、その辺のこともどういうおつもりなのか再度お聞きしたいと思います。

土地利用については34条や43条、ちゃんと調べてられてるんですから、公売をするということであればその情報をね、ちゃんと購入意欲のある方にも提供されるおつもりなんでしょう。それは購入される方が勝手に調べてくださいというのはそれはそれで、それも一つなのかも分かりませんが、ただ言ったら責任が生じるということと言わないのかも分かりませんが、最終確認はしてもらわんとはいかんけど、今の調べてる範囲ではこうこうこうですよという情報提供は必要だと思うんで、そのことについてお答えをいただきたい。

それと、民間の活力の幼児教育施設、これは一つの提案なんで、後の2点目にも関わってくることなので、これはこれで一つの提案ということで、それはもう答弁結構です。

3点目は、解体しなければならないということはよく分かってるんです。本来は、政策推進課長がお答えいただくかどうか分からんけど、これは返事をもらう話でもないんですけど、何か急ぐ理由があるんであれば仕方ないけど、今のこの時期に、コロナ対策が必要なきなんで、特に行政として急ぐ必要がないんであればちょっと待つのも一つの方法ですよという提案させていただいてるんで、また検討いただければそれでいいと思うんで、もうこれも答弁結構です。

大きく二つのことについて答弁お願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

再々質問についてお答えいたします。

先ほど私、答弁で賃貸借料を年間305万円と申しましたが、300万5,000円の間違いでございます。失礼いたしました。

それと西小学校の費用負担とかいろんなもろもろの条件が決まったときの議会への説明ということでの御質問でございます。当然のことながら相当の費用負担かかることも予想されますので、費用負担も含めて、それぞれの役割分担を決めた上で協定書、契約書の締結を行っていきますので、その段階で議会のほうには説明をさせていただきたい、そのように思っております。

それとあと、公売についての情報提供でございます。現在ヤフーオークションにかけておりまして、オークションのサイトの中で南保育園の情報をいろいろ

ろと掲載しております。御提案のあったように、南保育園については市街化調整区域であるということは明記はされておるんですけども、仮にいわゆるオークション、今回成立しなかった場合についても今後、町内業者、またヤフーオークションに引き続いて掲載をして公売を図っていきたいと思っておりますので、その時点でまた改めて必要な情報提供についてはしっかりしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。いろいろと言いました西小学校、南保育所、いつまでも廃館になった後の施設を置いといてもしょうがないというの、よく分かってるんですけど、コロナのこともあるんで、その辺も含めて全体的に考えていただきたい。幼児教育施設については定住促進にも関わってくることで、これはね、公売され、必要な土地の方が現れればそれはそれでいいんですけど、また残っていくようであれば、やっぱり広くその辺も。私は先ほどから何回も言いますが、町の施設のこども園ががらがらでもいいと思うんですよ。職員が、言葉悪いですけども、多過ぎるんですというような状態になっても受け入れるというのが、それこそあそこの町はいつでも預かってくれるんよというぐらいの町になれば、必要経費はかかりますけど、その辺はまた検討いただきたいし、この南保育所だけじゃなしに、そういう意味で、もしそういうお話があれば小さなこども園にしてもですね、また町の若い世代の定住促進のために検討いただきたいということ。これはお願いですんで、答弁も結構ですんで、この1点目の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長

職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

続きまして山田議員御質問の大きな二つ目、人口増戦略・若い世代の定住促進についてお答えいたします。

1点目の若い世代の人口減の要因、対策ですが、平成28年3月に策定しました人口ビジョンによれば、まず町全体としては高齢化の進行とともに自然減

少が続いており、減少数は増加傾向にあります。また、社会増減においても平成23年以降減少が続いており、男女とも15歳から34歳の若者、子育て年齢層の転出が多く、これらの時期に町内にとどまってもらう施策が必要だろうと考えています。本町の人口減少は若者、ファミリー層の流出傾向と出生率の低下が大きな要因となっており、その理由として町内に雇用や起業の機会が不足していること、若者、ファミリー層が住みやすい住宅が不足していることが挙げられます。人口減少克服のための視点としては、本町の近隣都市部への交通アクセスの利便性や地価や居住費も比較的安価である町の強みを生かし、特にファミリー層向けに転入促進を進めることは有効な手段の一つと認識しております。

続いて、2点目の定住促進奨励金ですが、平成28年度から令和元年度までの実績についてお答えいたします。

一つ、現在までの総交付件数は延べ431件で、令和2年度の見込みは新規分で54件、申請見込みは158件であります。

二つ目、これまでの新規交付件数205件の内訳として、町外からの転入による申請件数は141件で446人、町内からの申請件数は64件で人口は236人です。

三つ目の申請者の平均年齢は町内で38.7歳、町外で36.2歳です。

四つ目の申請件数1戸当たりの交付金額の平均は6万2,900円で、総交付金額は2,710万9,769円となっております。

なお、今後の予測経費は令和2年度で約950万、令和3年度で約1,000万を見込んでおります。

五つ目、申請者のうち、制度を知った上で定住を決めた人の割合は申請時のアンケート調査では制度を知っていた方が54名で、判断の一つとなった方は34名で62.9%です。

六つ目、この制度の周知方法については、ホームページや広報の掲載に加え、生駒市、王寺町、香芝市方面の住宅展示場、町内2軒の不動産会社に制度説明及びパンフレット配布を行っております。

七つ目、費用対効果も含め、この制度の有効性、必要性、継続性についての考えですが、町人口ビジョンの推計によれば、2020年の15歳から64歳の生産年齢人口が9,331人に対し、住民基本台帳では2020年3月末で9,793人と462人増加し、住民税などの税収面においても一定の効果が見込める施策であると考えております。今後も費用対効果を分析しながら、制度の継続について検討してまいりたいと考えております。

続いて3点目の若い夫婦を対象とした賃貸住宅家賃補助制度の創設とこれまでの検証結果についてお答えいたします。

小さな1点目、これまでの検証結果ですが、既にこの制度を実施している他の自治体、三郷町、安堵町、御所市の事業評価では家賃補助交付期間の3年を過ぎた後に交付対象者の定住確認をしたところ、その半数が引き続きお住まいであったことから一定の定住効果があると認識して現在も制度も継続している。新規補助の件数は増えているので今後も継続をしていくとのことでありませす。ただし、家賃補助を受けて来られた方がその後町内で戸建て住宅を購入されたかどうかといった定住事業としての検証は行っていないとのことでありませす。

続いて小さな2点目、一戸建て住宅と住宅取得支援との補助制度の併設についての御提案であります。これまで同様、平群町の魅力、特性として戸建てによる住宅開発が多く、近隣都市部への交通の利便性、地価や居住費も比較的安価である強みを生かしていくことは施策の方向としては変わらないところであります。空き家の利活用や可住地への誘導も進めながら、基本的には戸建て住宅施策を進めてまいりたいと考えております。

議員御提案の制度の併設は、特に若い世代が住まいを選ぶ上で平群町を選んでいただける一つの動機づけになると思われ、また他の自治体の実績からも家賃補助制度は数年の定住効果が一定あると思われませす。その上で現在の定住促進補助制度の対象が本年12月末を期限とすることからその制度の延長も含めて、まずは平群町に住んでいただき、そこから定住につながるよう、政策誘導できないか、改めて検討してまいります。

以上でございます。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。1点目の人口減についての要因とか対策についてですけど、いろいろと出ていかれることが男女ともに15歳から34歳の若者、子育て年齢層の転出が多いと。これらの時期に町内にどうとどまっていたかかの施策が必要である。若者、ファミリー層が住みやすい住宅が不足しているという御答弁、この御答弁を聞いていますとね、本当に、後から分析したことが出てきますけど、若い人たちを支援しなければならないんでしょう。15歳から34歳、これをどうするかということやから、必要だということは認識していただいているということは理解できるんですけど、ちなみに高齢化率が高いというのはそのとおり若い人たちが少ないからということだけであって、高齢

者が多いことが何も問題ではないわけですよ。当然、ちょっと調べてみましても、団塊の世代といわれる昭和22年から24年、この3年間の方々だけで65歳以上が7,079人に対して1,246人おられる。この3年間だけで17.6%という。今まで頑張ってきていただいた方々なので、高齢者が多いことが何も問題ではなくて、若い人たちが減っていくことが問題なだけであって、だからいかに若い人たちを定住させていくということの喫緊の課題ということ、共通の認識だということは今の答弁でもうかがえるんで、このことは、1番目はこれで結構です。

2点目ですね。2点目の定住促進奨励金のこれまでのデータなんですけど、ちょっと繰り返しになるかも分かりませんが、28年から令和元年までの4年間のデータということで、205件で431回分の交付。町外からの申請転入件数が141件であって、転入者数としては446人、1戸で平均、それでいくと3.2人なわけですね、1戸ね。町内は64件で236人ということで、1戸当たり3.7人と3人から4人の方。当然お子さんもおられると思うんです。

次にちょっと気になるのが申請転入住民の平均年齢、転入ですから町外が38.7歳、町内は36.2歳。町内は若干若いんで、若い方もおられると思うんですよ。町内から町内ですから。実家の近くに住みたいんで親御さんもある一定の負担もするというので、若い人も購入できるのかなという私の勝手な考えですけど、若い人たちがいきなり新婚で戸建て住宅を購入するというのはなかなか。新婚2人ではそんなに広い家も要らないこともあって、ここに如実に表れてるんですよ。ほんで先ほどおっしゃったことが15歳から34歳の若い人の定住促進。しかし、この今のキャッシュバック、定住促進施策では年齢層が高い。そこにマッチしていない。来ていただいているし、制度としてはある意味の一定の効果も出てると思うんですよ。でも、その狙いとするところはちょっとずれてるような気がするんです。申請交付件数が1戸当たりが6万2,900円。年間1回ですよ。すると3回分キャッシュバックですから、1件について18万8,700円の負担を町がすると。令和元年までは2,700万円。年間で大体、あとは令和2年、3年で950万から1,000万ぐらいがキャッシュバックする形になるんですね。

⑤のこれ、興味深かったのは、アンケート制とした上で状況、私もちょっと事前にこのことについては調べましたけども、アンケート、全ての方が答えていただいたわけではなしに150件弱が答えていただいただけみたいなんですけど、知っていたというのが54人中、答えた町内から町内の方で19人で35%。町外の方で知っていたのは94人のアンケートに答えていただいたうち35人で37%。35から37の方が知っていたと。知っていた人のうちこの

定住促進制度が判断にならなかったというのは、知っていた19人のうち7人の方がなかった。約36%。町外の方では35人の知っていた方のうちの13人が判断にならなかった。37%の方が判断に残念ならなかったと。

ということで、トータル的にはアンケートに答えた人のうちで、町内の方で答えていただいて、この定住促進制度が判断になったという人は54人中12人で22%なんですね。町外の方も94人中22人で23%。4人に1人の方が知っていて、これが判断になったと。ある意味判断になったと答えていただいている。4人に1人なんですよ。年間1,000万でいくと単純な計算ですけど、250万のお金を出してる分は判断になったけど、残りの750万はラッキーやったというだけの話なんですね。ラッキーで入ったという、棚ぼたみたいなもんだということになってきてしまうんですよ。ただし、4分の1、25%の方はこの町に住んでいただいて、一定の税収も納めていただいているので、効果がないことはないんですけど、もっとね、やるのであればね、本来この制度の周知についてもね、もうちょっとやるべきだと思うんですよ。やるのであれば本腰を入れてやる。前もちょっと言いましたけど、私、4年前に実は家を探したこともあったんですが、そのときの不動産の担当者は知らなかったんですよ。当然私は50歳以上超えてますんで制度は利用できないし、そのために「知ってますか」って聞いたら「そんなんあるんですか」ということになったわけですね。家を売ろうとする営業マンが知らない。調べさせてもらうと会社も知らない。それではせっかく作った制度、もっと利用してもらうことが必要ではないかなと思うんですね。

それはもうそういうことなんですけど、あと7番目で必要性、継続性についてですけど、先ほど言ったように900万から1,000万ですから令和6年までキャッシュバックが続くわけですね。12月で、今年度で一旦、末で申込みが終わると令和6年度までで9年間。9年間で一旦お支払いしていただいて、次の年からキャッシュバックですから実質的には1人の方に3回払うとすると7年間という、単純計算をすると900万で6,300万、1,000万だと7,000万。先ほど言った年間ね。6,300万から7,000万が必要になってくる。このうちの4分の1が有効に利用されたと。7,000万の4分の3は棚ぼたであるとかこういう残念なことになってくるわけなんで、やっぱりこの制度をもっと周知に力を入れていただく必要が、負担も増えるかも分かりませんが、やるからにはきっちりと周知もしていく必要があるんじゃないかなと思いますんで、これは提案しておきますんで、答弁は結構です。

3点目です。ほかの自治体では家賃補助を受けた方々がその後、町内で戸建て住宅を購入されたか検証は行っていない。提案は私はずっとしてましたけど

も、この制度を実施されたのはまだ最近なので、それは今後のことなので、それはそうだと思いますよ。検証は行っていないと思うんです。ただ、それぞれの自治体の今、必要金額と、最近だということなんですが、この3自治体の制度を開始された年度とそれぞれの利用者数と利用の金額、町の負担というんですか、それをお答えをいただきたい。まずこの1点について、ちょっとお答えいただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

質問にお答えしたいと思います。

他の自治体で家賃補助を実施されているその実績の件でございます。三郷町ではもう名前が三郷町定住促進民間賃貸集合住宅家賃補助ということで、平成26年度から実施されております。1世帯当たり月額1万円を最長3年間助成ということでなっております。聞きますところ、平成30年度の実績では123件に対して1,479万円を助成されておると、そういうふう聞いております。

安堵町でございます。安堵町では安堵町新婚転入世帯等家賃補助金という名前で、平成25年度から1世帯当たり月額1万円を最長15か月助成されておられると。平成30年度実績では16件に対して194万円の補助金ということでございます。

そして最後に御所市でございます。御所市では御所市新婚世帯家賃補助事業補助金という名称で平成24年度から1世帯当たり月額1万円を最長60か月助成で、平成30年度実績では42件で507万円の補助であると聞いております。

○議長

山田君。

○9番

ありがとうございます。それぞれの町で大分必要経費もばらつきもあるみたいで、どの程度の周知、コマーシャルというかをされているのかはちょっと分かりませんが、若い世代が利用されるということはそれなりの効果もあると思うんですね。そういう意味では今後も追いかけてやっていただきたいと思うんですけど、先ほどの一番初めの答弁の中でですね、この賃貸住宅家賃補助制度が必要ではないかという大きなことについてですね、家賃補助制度は数年の定住効果が一定あると思うということにもお答えいただいて、ただ、現在の定住促進補助制度が今年の12月末を期限ということで、まず平群町に住

んでいただいて、そこに定住につながる政策誘導できないかを改めて検討するという事なんですけど、先ほど言いましたように、今の定住政策は平均年齢からいっても若い人のターゲットになってないんですね。

やっぱりそれは今、町長、財政大変厳しいということもよく理解をしています。今すぐこの制度をまた新たに、三郷町であれば1,400万ほどかかると、このことをすぐに実施するということにはなかなかいかないと思うんですけどね。今、明らかになったように若い世代に対して、やっぱり実益として魅力を感じてもらえることの制度も必要だと思うんでね。当初のお答えの中でもそこがターゲットとして定住してもらうことも大事だということもおっしゃってます。そういう意味で、今後も含めて若い世代の定住ということについてですね、町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山田議員の質問にお答えさせていただきます。

定住促進交付金と若い世代の家賃補助制度についてということですので、平群町では定住促進奨励交付金も平成26年度から実施して令和2年12月末をもって終わるといようなことになっております。今後、定住促進の交付金事業につきましては、町の財政状況やこの事業の検証、費用対効果も含めて検討してまいります。

また、本町は少子・高齢化も進んでおります。特殊出生率も県下では最下位であることから若い世代に転入していただき、引き続き定住につながるような支援策を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。町長も認識としてはやっぱりそこは必要であるということも思っていたらいいんで、財政事情もございます。今の制度も定住促進ということで打ち出してる以上、行政として簡単にやめるというのもこれもまた大変なことだと思います。なかなか下がるというんですか、やめるということはできないという事情もよく分かりますけども、その辺も含めて今後の若い世代の定住促進についてもまたいろいろな面で、これも含めて検討していただきたいということをお願いをいたしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

11時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時02分)

再 開 (午前11時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号8番、議席番号4番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○4番

議席番号4番の井戸太郎でございます。マスクを着けておりますので、よく分からないかもしれませんが、よろしくお願いたします。

今回、私は議会運営委員会におきまして、こういう密の状態ですので質問内容等を自粛するということを行ったものですから、今回自粛させていただきました。本来大きく10項目程度を考えておりましたが、1項目にして始めたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

専門的な医学的根拠に基づいた小中学校の再開、公共施設の開放等の決定、対策を。新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除され、世の中が動き出しています。平群町内の公園等では、特に北公園等、人があふれています。ただ、緊急事態宣言の解除は医学的な安全性についての観点より経済雇用再生のためという側面が強く、ウイルスからの命の危険、リスクと引換えの経済雇用政策とも言えます。実際に経済再生担当大臣が対応しているというのがそのとおりとも言えます。本来なら厚生労働大臣が答弁すべき部分だと私は思います。

感染者の20%が重症化し、命を落とさなくとも後遺障害が残る可能性が高い、他の臓器にも影響が及ぶという研究が徐々に出てまいりました。そういう意味におきまして、6月からの小中学校再開は保護者の経済雇用、学生の学力の低下防止等とメリットがある反面、感染拡大の大きなリスクがあるのは事実です。感染症専門の病院であっても感染爆発、クラスターが起こっている状況で、小中学校での対策できることには限界があると考えられます。

実際に想定どおり、早速北九州市では集団感染が起きました。また、屋内体育施設の開放、及び学校体育施設の開放、要は総合スポーツセンターであった

り、小中学校の体育館ですね。これの開放は経済再生ともつながるものではなく、平群町独自判断でできます。これを急いだことには強い違和感が私としてはございます。小学校が落ち着いた頃、例えば、小学校でクラスターが発生しないと確認した2週間後程度でもいいのではないかと、私自身はそう思います。

室外に関しましては今の町の方針でも私は問題ないかとは思いますが。早く体育施設を利用したいという住民の方がおられる一方で、時期尚早という不安の声も聞いています。不安理由は確実に3密、2密になるからであります。確かに政府の掲げる新しい生活様式と照らし合わせてみますと、開放自身が矛盾があるようにも思います。

そこで、町民の方々が安心して施設利用できるよう、再開に当たり安全性への専門医学的根拠に基づいた町の説明、またそれに伴った対策も必要不可欠であると考えます。さきの議員の多くの方がコロナウイルスについて質問されておりました。それに対して対策も重々聞いております。であります。そこで、決定した過程での専門医学的根拠、簡略化してもいいのですが、対策を中心に関連事項を含めてお尋ねしたいと思います。

①平群町でのPCR検査数は。

②平群町民の実際のウイルス感染者想定数は。

この①②の状況によりまして、多くのことが決まっております。ですから質問させていただきました。基礎となるデータになります。

③小中学校再開、町有屋内体育施設利用再開、学校施設開放事業、体育館ですね、再開を決定した専門医学的な根拠は。

④施設利用に際して時間上、啓発等は多くされてると思いますので、啓発等、それから各クラブ等への要請等を除いた町自体が直接行う具体的な対策はどのようにされてるのでしょうか。

この大きく4点でございます。ぜひとも分かりやすく答弁をよろしくお願ひします。また、答弁の聞き漏れとかございますので、ゆっくり答弁のほうはお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の1項目め、平群町でのPCR検査数についての御質問にお答えいたします。

5月29日に出された新型コロナウイルス感染症に係る奈良県対処方針によると、PCR検査の流れは、県民や医療機関から帰国者接触者相談センター、または保健所に電話連絡が入り、検査が必要となった場合、新型コロナウイルス感染症

外来、県下 11 病院、ドライブスルー 3 病院、発熱外来クリニック 3 カ所、一般医療機関や保健所にて検体の採取を行い、その後、奈良県保健研究センター、奈良市保健所、民間検査機関、医療機関の検査室で検査を受ける仕組みとなっており、現在 1 日最大約 142 検体まで実施可能です。

現在、県独自で認定制度を創設し、発熱外来や認定医療機関から医療機関の検査室で実施できるよう準備を進めておりまして、1 日最大 215 検体まで実施できるよう準備を進めております。厚生労働省から出された 1 月 15 日から 4 月 18 日までの報告数は、奈良県下の検査数は 1,219 検体でございます。なお、市町村単位での報告はございません。

続きまして議員御質問の 2 項目め、平群町民の実際のウイルス感染者想定数への御質問にお答えいたします。

国は抗体保有調査として、宮城県、東京都、大阪府の 3 府県の協力を得て、無作為抽出で選ばれた一般住民 3,000 人、全体で 1 万人程度ですけれども、を対象として新型コロナウイルスに関する抗体検査を行います。この結果がウイルス感染症想定数としては科学的根拠を持ったものとなります。この結果、平群町の人口や人口構成などを勘案しておおよその想定数が導き出されるものと思われまます。さらに奈良県で分析された患者、感染者 90 件、これは感染経路の推定分析を終えた分でございますけれども、県外感染が 46 件、うち勤務地が大阪の感染が 27 件、県内で感染した件は 27 件、うち大阪由来が 11 件となっています。勤務や買物など大阪との交流の多い当町はやや感染しやすい環境にあるのかと思われまます。

続きまして 3 点目でございます。小中学校再開、町内屋内体育施設利用再開、学校施設開放事業再開の決定した専門医学的根拠についての御質問にお答えいたします。

4 月 7 日、国から緊急事態宣言が出され、5 月 7 日に奈良県含む特定警戒都道府県以外の外出自粛が緩和され、5 月 25 日に全国で緊急事態宣言が解除されました。平群町では 4 月 22 日の国の専門家会議に示された 10 のポイント、5 月 1 日の三つの密の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとする感染予防対策、5 月 4 日の新しい生活様式の実践例、さらに 5 月 15、5 月の 22 日の新型コロナウイルスの感染症に係る奈良県対処方針や、学校関係におきましては文部科学省、奈良県教育委員会の指針に基づき、近隣自治体との情報交換をしながら 6 月 1 日からの学校再開や施設利用の再開を決定してまいりました。

続きまして四つ目でございます。施設利用に際しまして、啓発等を除いた町自体が直接行う具体的な対策はについて御質問にお答えいたします。

各施設はそれぞれの現場で施設の利用人数や時間等の制限、消毒や換気をさらに徹底するなど、環境の改善として水道蛇口の変更、また空気清浄機、非接触性体温計、除菌水生成機材の購入などを現在も進めているところでございます。

以上でございます。

○議長

井戸君。

○4番

ちょっと私の質問の内容と答えがずれているのではないかという気はしたんですけども、要は小さく1番目のPCR検査数は簡単に言えば平群町のデータがないということですよね。そこは理解できました。ただ、2の想定数というのが、町の実際のウイルス感染者想定数に関しては答弁いただいてない気がするんですが、ないということですよね、結局データがね。ということですよね。分かりました。

この件についてはですね、これ、すごい重要なんですよね、データ。私もかなり調べさせていただきました。でも、県、物すごく隠してます。平群町、データなんてすぐ出せるのにもかかわらず、もう本当にシビアといいますか、厳しい。誰の指示で行っているか分かりませんが。さらにこの1, 219件いるようになってますけれども、私が知る限りでは、課長が答弁されたような142件可能とか予定とか215名いけるという答弁でしたけども、不可能であろうなと思います。実際、私自身がそれも調べて、それから口コミからすると、もう本当に調べてもらえない。肺炎になっても調べてもらえない。熱になっても調べてもらえない。味覚が障害起きてるのにも調べてもらえない。これ、すごい手続が煩雑なんです。だから保健所に行けって言われて保健所。医者は保健所に行け、保健所は医者に聞け、町医者に。でも町医者もそんな危ないのを診てられないというような堂々巡りがあったりですね、起こってます。

実際のところ、私が計算したところによると、本当に平群町でひよっとしたらゼロじゃないのというぐらいですね、この検査数。私自身の中では、これ、推定しかないんですけども、これ、何が言いたいかというと、もし陰性数がゼロということは測ってないんですね。てことは簡単に言えば、中国や北朝鮮のデータのいじり方と同じで分からないんですよね、いても。というような危機意識を持っていただきたいというのは本当はあるんです。担当課としても多分、県から教えてもらえなかったという部分があると思うので、こういう答えになろうかとは思ってました。

問題なのは、それに基づいて、よく出てきました学校の対策に関しましても

一体どういう基準で決めたんだということになるんですね。今の答弁ですと、ちょっと医学的な根拠という意味では私自身もそこまで詳しいわけじゃないですけれども、物すごいアバウトな、アバウト過ぎる答弁です。ちょっと正直再質問も困っております。

簡単にちよつともう1、2、再質問ですけれども、させてもらいます。町としてはどうなんでしょうか。まず、このデータがないということで物事を決めるということは常識的に考えてちょっと無茶じゃないのって私から思うんです。それであるならば慎重にすべき。それこそ今の出てきました3、4につながってくるわけですけれども、データがない上で判断してるのであれば、ある程度一定の慎重な部分を置くべきだとさらに思いました、今。それについて、1と2の平群町に対して県が情報出さない、ほかの町にも出してないんですけども、それについて見解ですね、町の見解。今後どうしていくのか。情報不足の中どうしていくのかをちよつとお答えいただきたい。

3番目の小学校再開。これもですね、私としては時期尚早なのか微妙なところなんです。ただ、日本全国98%がもう再開している状況から見て他市町村に合わせざるを得ないのかなというのはあります。ただ、ちよつとここがよく分からなかったんですけども、他の議員の質問の中で、教育委員会、課長の答弁と現実と全てがちよつとずれているので、その辺の事実確認をまずしたいと思います。

まずですね、文部科学省が4月20日に出了した新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動再開等に関するQ&Aですね。ここではマスクが必ずしも必要がないとかなり明言されております。一番最初の重要な部分に、保護者からの質問に対してですね、どう答え……。町なのか教師なのか分かりませんが、本当一番最初に3密といいますけれども、1密、2密でもなるんじゃないですか。それについては心配なんですけどみたいな質問がございました。これに対して、1密、2密に対してもやはり対策をしなくちゃいけないというのを明言されています。しかしながら、100項目近くのその答弁の中で、距離が空いてればマスクは要らないと言っておられました。この1カ月後に国がもう変わって、文部科学省のほうから「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、ここではもうマスクを推奨してるんですね。1カ月でもう真逆のことを書いてます。文書で出しています。となるわけですね。課長の答弁でもマスクということが出てまいりました。距離も取って、現場と努力をしていると。

ただ、ここで私としては心配なのは、これ、他市町村でもよくある、まとめと言いますと、まずマスクのことで言いますと、かなり保護者の方から私のと

こにもクレームが届いております。やっぱり密になると。さらに私自身が見ました。つい先週ですね。下校時刻に子どもたちが楽しそうにおしゃべりしながら、これは小学校です、小学校で中学校は比較的マスクしてるんですけど、小学校みんなマスクしてないんですね。すごく楽しそうにおしゃべりしながら帰ってるんです。もう密である上にもう密接してますし、コロナじゃなかったら物すごい朗らかでいい感じの。逆にちょっと驚いたのが、1人で黙々と帰ってる子ほどマスクしてるんですね。ほんで、お話をわいわい盛り上がってる子ほどマスクをしてない。だから、マスクをしてない割合が物すごい高かったんです。これは実際の下校時刻を見て、私自身がちょっとあまりにもびっくりしたものですから。となってくると、ちょっと課長の答弁と現場とのずれが生じてるのではないかというのがあるんです。

ガイドラインに一応沿ってるという答弁を他の議員さんにはされていたので、その通りと思うんですけど、このガイドライン自身がそもそも医学的根拠に基づいてんのかって、物すごく私としては。例えば1メートル以内でもオッケーであるとか、そんなの世界中でどこもないです。2メートル、1メートル半、これが常識のはずなのに、なぜ小学校だけ85センチなの、なぜ小学校だけ1メートル弱なのというすごい矛盾点があるから、今回医学的な裏づけを持ってはるなら答えていただきたかったなと思いました。その辺も含めて矛盾点もう私の中でもかなり混乱しておまして、その点ですね。その点をきっちり、実際どれがどうなのかということをちょっと説明していただきたい。もう少し詳しくですね。今の答弁では物すごく分かりにくかったので、学校現場におけるその部分ですね、詳しく説明をしていただきたい。

私が一番心配なのはそこですね、これ、他市町村での聞き取り調査なんですけども、教育委員会が机上の空論で作った方針。国から下りてきたり、県から下りてきたりというのはあるんですけど、それをそのまま学校に下ろすと。学校は「そんなんでできるわけじゃないか」ということで実際できていないというパターンがあるんですね。ですから、平群町がどうかというのは私自身は今回はあえて調べてごさいませんので、平群町でも教育委員会の方針、それも学校の先生方で不可能じゃないのということを押しつけてないのか、また、要は教育委員会の方針どおりに実際できてない。誰が悪いとかいいとかではなくて、現状ですね、今までそういうことがあったのかどうかという点。だからマスクの件を含めてですね、そういう現場と行政の方針の違いがあるのかどうかをお聞きします。

私として重要と思ったのは町内の体育施設、特に学校開放施設なんですよ。物すごく利用されてる方が多いんですけども、本当に想像していただきたいん

ですけれども、学校開放事業の場合、雨の日を想像していただきたいんです。例えば小学校、平群小学校、どこでもいいんですけれども、小学校の体育館の例を挙げます。まず雨の日なので体育は中です。体育館使いますよね。トイレも使います。その後、終わってから学童が使います。学童保育がお外に出れないので、あちこちに分かれて、そのうちの一部は体育館へ。トイレも使います。その後に社会体育がまた、この数十分後ですよ、数十分後にはもう入ってくる。社会体育は、またこれがよりによって年配の方も多いですよね。ということは年配の方が多クラブでもあり、さらに町外、平群のクラブであっても町外の方の所属も多いです。多くなってきました。となってくると、子どもと年配の方がかなり同じ、要は時間というより場所的。どういったらいいんでしょうね。同時というよりも流れて密になってしまっている。実際にウイルスは6時間ほど死なないというてますから、便所も共有ですし、その間ですね、そこをどうしておられるのか。それは対処をされてるのか。ちょっと具体例になってしまいますので、ここを例えば消毒をしているのかとかを含めて答弁をお願いします。

再質問は以上の三つですね。それを取りあえずよろしくお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ですけれども、国から来ておりますQ & Aにつきましても日々更新をされてきておりますので、いろいろ方針とかも違う方向に行ったりとか、いろいろあって、教育委員会としても困惑しているところもございますけれども、小学生が帰る時に密になっていると、小学生が帰る時にマスクもしないでしゃべりながら帰っているということの御指摘もございました。学校現場ではですね、マスクの着用につきましては指導もしておるところでございますけれども、やはり子どもたちは長期の休みが明けましてですね、友達と会うことによって本当に楽しい気持ちになって友達同士で仲良く帰っていったという実態がございまして、学校のほうでは指導というのは徹底するようにお願いをしておるところでございますけれども、なかなかそこが全て子どもたちに行き渡ってるかというたら、そこがちょっといってないという部分があると思いますので、さらなる指導の強化ということで学校とも連携を取っていきたいと思っております。

それとあと、学校のほうと教育委員会との方針の中で違いがあるのかというような御質問やったと思いますけれども、教育委員会から学校にこうなさい

とか強権的に指示しているという状況ではございません。素案を作って臨時の校長会を常を開いております。その中で校長の意見を頂きながら、それは改善することは改善しながら方針を打ち出しておるとそのような状況でございます。

それとあと、学校開放の関係でございます。予防対策についてでございますけれども、学校開放につきましては体育施設と同じ考え方で対策を講じておるわけですが、体育館の利用人数が30人以上の団体にはお貸しはしないということでありましたり、身体の接触を伴う利用方法への競技につきましては自粛をしていただくというようなこと、そしてまた親善試合、交流大会での利用はできないというふうなルール、そして消毒液の持参でありますとかマスクの着用など各自で感染予防に努めていただきたいというのを基本にしております。社会体育施設、学校の体育館でありますけれども、社会体育という位置づけになると思いますが、社会体育館施設の再開に向けた感染予防のガイドラインにつきましては、施設管理者だけでなく、利用者も含めた感染防止に取り組むことが必要であるということもうたわれておりますので、施設の管理者、また施設を利用される方々が注意をしてですね、感染リスクを下げて、予防対策を進めてまいりたいとこのように考えております。

○議長

答弁漏れがあるんですか。

○4番

はい。

○議長

もう1回質問してください。井戸君。

○4番

ちょっと答弁漏れがありましたので、まず最初の小問1のPCR検査数がデータ公開されないということについての町の見解と要望なりやったり、その件です。その件を取りあえずお願いします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今、議員お述べのとおり、確かにこの件につきましては、我々一切聞かせてもらっておりません。事あるたびに当然保健所、県なりには問合せをさせてもらってるんですけども、県全体の考えというんですかね、やはり何も教えてくれないという状況が続いております。国、厚生労働省、県のということですね、県や言うても国からのデータを基にしとるということですね、それから厚生

労働省から出てきたデータを基にして公表するという形しか今んとこ出てこないということで、我々に対しても実務をさせていただく中ではすごく遺憾に思っているとかなりですけども、本当に情報というのはもっと出してほしいなというふうには考えています。

以上です。

○議長

井戸君。

○4番

ありがとうございます。いや、本当ね、担当課も歯がゆい思いをされてると思いますけども、私自身も物すごい悔しいというたら大げさですけど、平群町民の命を守るという意味では情報やデータがないと話にならないんですね。ですから、立場上ね、上部組織とも言える部分なので、あんまり強くは言いにくいとは思いますが、今後とも要望だけは、やっぱり情報開示は最低限のルールだと思います。特に感染者数というだけでなく、陰性者数、要は検査数って物すごく重要になってくるので、1人も検査してない可能性がありますので、人口比率にしたら私が調べた限りでは1日当たり平群町に充てられるのは0.5人。当時ほとんど測ってなかったんですね。5月の時点で多い日で二十何件というのが、初めて公開されたときがそうでした。ですから4万3,000人に1人、物すごい。奈良県130万人ですから。そういう意味ではもう宝くじに当たるぐらいの確率でしか検査してもらえないという事実がございました。だから、その辺は根気良くですけど、粘り強く、私のほうからもやっぱり情報開示するようには求めていきたいと思っております。

その件はもう結構なんですけれども、小中学校の件で校長会の意見聞いているところで、他市町村でのちょっと聞きましたような現場とのトラブルがないということで、平群町は円満にといいますか、教師の現場のできる限りの範囲のことをやってるということで、でしたら今後ともそのまま進めていただいて、保護者のクレームですね、密になってる、もちろん子どものすることですから限界はあるんですけども、その辺のことは根気強くやっていただくしかないのかなと思っておりますので、ぜひその件はよろしく願いいたします。

問題は社会体育ですね。これですけども、非接触って不可能というか、私もどういう形でするか分からないんですけど、私としてはもうこれは2週間ぐらいは遅らせるべきだったのではないかと。小学校が6月からでしたら6月下旬ぐらいからでも中は良かったのではないかと私はもう思っております。であれば、ある程度クラスターの状況とかも把握できますので。そういう意味では思います。実際、よくやるのがミニバスケットボール、バレーボール、全部物を

触るもんですし、バウンドテニスも大体ダブルスってなってくると、もう物すごい密接です。社会人ですから本人たちの問題というのは分かるんですけども、実際私が聞いている情報というの、物すごいもう安心感満載なんです。だから、そこで町がどうというのよりかはやっぱり一般の方のリスクが、どう言うたらいいんですかね、すごい軽く見てはるのかなと。奈良県ゼロだからというのがやっぱり基準にあるんですけども、もう開放した、やった、すぐやるぞ、マスクしないというのがもうすごいね、もう喜びも伝わってくる反面、これはちょっと危ないんじゃないのという部分があるんです。ですから、あえてこの質問をさせていただきました。

やはり最低でも、特に小中学校、中学校もそうですね、体育館のやっぱり殺菌消毒ですね。これはぜひとも要望しておきたいと思います。実際ひらかたパークとかでしたら、乗り物は1回乗るごとに消毒をしています。ジェットコースターとかですね、ほかのものでもそうです。また、最近は強力な紫外線を発生させる装置の部屋バージョンですね。これもちょっと値段は確認できないんですけども、体育館のそういう消毒というの、かなり敷地面積も広いですからすごい難しい部分もあります。ですから、そういう機器を導入するなりしてですね、一瞬にして、これ介護施設等ではもう導入されてるようですので、そういう強力な紫外線を部屋全体に発生させるということで殺菌するというものがありますので、そういうのもちょっと検討していただきたいと。やはり、小学校、学童、社会体育のこのつながりは物すごいですので。あと、トイレですね。この辺の消毒関係はもう答弁は結構ですので、要望だけさせていただきます。

今回ですね、もう最後に、これも答弁結構なんでリラックスして聞いていただきたいんですけども。答弁やっぱり求めます。町長、答弁お願いします。

○議 長

質問は何ですか。もう一度整理して言ってください。

○4 番

今の時点では再質問は今から言う1問に絞ります。答弁をしてる担当課だけではもう限界がありますので、やはりもう体裁ですとか形だけでなく、今、命を守る具体的なことに関して、やはりもう全庁一体といいますか、担当課の垣根を越えて、今回はたまたまお2人の担当課長が答弁されましたけども、これはですね、その予算も含めて政策推進課もかかってまいりますし、本当その辺は感染拡大防止をもう一度気を引き締めてやっていただきたい。具体的に先ほど申し上げましたように消毒等含めてですね。その辺を答弁、最後よろしくお願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、井戸議員の質問にお答えさせていただきます。

緊急事態宣言は解除されたということなんですけれども、コロナが終息したわけではありません。このことについては、平群町といたしましては住民の命に関わる問題であります。これにつきましては職員が一丸となって感染拡大の防止には努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○4 番

ありがとうございます。ぜひとも今の言葉どおりに、本当にね、命は一つしかございませんので、後遺症も残りますので、ぜひともいいところは進めていただいて、改善するところは改善していただいて、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問は終わります。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 11時 51分)

再 開 (午後 1時 30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号9番、議席番号2番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

○2 番

議席番号2番、長良俊一です。どうぞよろしくお願いいたします。議長の許可を頂きましたので、これより2点ほど一般質問させていただきます。また、この6月の時期の5回目なんですけれども、まだまだ緊張感いっぱいであらぬ点もあると思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

このたび、6月に入り、新型コロナウイルス感染の拡大が収束に向かい、教育活動を再開する学校が増え始めました。日常生活が戻りつつあるように感じ

ますが、教育現場ではリスク回避などの観点から運営する体制について、学校の工夫が求められていると考えます。

日本教育新聞 6 月 1 日付によりますと、本年度の第 2 次補正予算案に加配教員、学習指導員、スクールサポートスタッフを増やす閣議決定をした内容が記載されていました。また、臨時交付金で地方に負担を求めずに配置できるということです。平群町の教育環境はソフト・ハード面の充実を図るため、あらゆるソフトの導入をさせていただいていると思います。また、働き方改革の一環として、先生方の多岐にわたる業務の中で特に長時間の作業が必要となる定期テストの採点や成績処理ができるソフトなどを導入することで負担を軽減し、子どもたちに向き合う時間を増やすことで、教育現場の充実感が感じられると思います。これも平群町で子育てを考えてくださる方々が増える要因の一つと感じますが、本町の考え方をお伺いいたします。

2 点目については、魅力ある平群町を発信し、注目度を上げる施策についてです。令和 2 年度は世界的な新型コロナウイルスの影響から様々な角度から見直しを余儀なくされているように感じます。例えば、働き方改革についてもテレワークやリモートによる在宅での勤務ができるようになり、国民生活そのものが大きく変わりつつあります。

そこで、お尋ねいたします。このような時期にこそ平群町の魅力を十分に発信し、注目度を上げる絶好の機会と思いますが、今、取り組んでおられる、また、今後展開していこうと思うお考えの施策についてお聞かせください。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の 1 項目め、教育現場の働き方改革についてお答えをいたします。

教員の多岐にわたる業務で長時間作業となる定期テストの採点、成績処理ができるソフトの導入で負担軽減し、子どもたちに向き合う時間の増加、教育現場の充実感で平群町で子育てを考える方を増やすという御提案について、町の考えはとのお尋ねでございますが、近年の児童・生徒数の減少で学校現場の先生方の数も減少傾向で、限られた人員の中で仕事量も多く、勤務時間が長時間になっていることなど、全国的に先生方の働き方改革が大きな課題であると認識をしております。

御提案のテストの採点、成績処理ができるソフトの導入についてはこれまでも議会でも答弁させていただきましたが、児童・生徒の出欠、成績や通知表の

作成など、先生方の多岐にわたる校務事務については、勤務時間を減らし、効率良く作業をするため、昨年度には町内小中学校で奈良県が進める奈良県統合型校務支援システムを導入しました。この校務支援システムにおいても採点をする機能はありませんが、採点後の成績を入力し、成績処理が行える機能が備わっており、既に昨年度はこの校務支援システムでの成績処理を行い、通知表を作成をしております。

教育委員会としましても先生方が授業に専念し、児童・生徒に向き合う時間をより長く確保できるよう、校務支援システムの様々なツールを活用して、時間外勤務の短縮につなげ、学校現場の働き方改革の取組をさらに進め、より良い平群町の魅力ある学校教育につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございます。今日も今、お昼の休憩の間に平群小学校の前を通りましたら給食を終えて遊んでいる子どもたちの姿を見ました。先生方も外に立ってずうっと見守ってます。低学年の子どもたちも、もうお昼明けて帰る子たち、高学年の子たちは午後からの授業に入る前の一休みの遊びの時間。残念ながら暑かったのでしょうか。マスクをあごの下にたくしておいて、一生懸命遊んでました。今回、教育現場で質問させていただいた経緯は、やはりこの3月期の、あの3月、4月、この6月1日から学校が始まるまでの間、長い期間お休みせざるを得ない。その中で先生方は一生懸命創意工夫し、コロナ対策や子どもたちを受入れるためにこの校務システムやいろんなパソコンを導入し、ICT並びにいろんな形で、教育現場を安全な形で守るという意味で一生懸命考えた施策、準備をしていただいたと思う。

今回、教育委員会のほうから8月1週目まで学校を開き、また給食のことも8月の前半までしていただくと。まして、8月の3週目からもう9月期に向かったの学校運営を始め出した。先生方の夏休みのスキルアップのための勉強会も短い期間で集中してやっていただいた。先生方も家に帰れば当然親であり、人生の先輩であります。その中で働き方改革、子どもたちに向かって一生懸命取り組んでる、そういう答弁を僕は毎回この5回にわたって、教育委員会のほうから、課長さんのほうから答弁いただいてると思います。できる限り子どもを安全に伸び伸びと育ててあげる、そういう施策を打ってるんだと、役場全員一致団結して取り組んでるんだと、このアピールがほかの市町村に比べて秀でてたら、新しい若い人たちがこの地を選んでいただけると。そのための教育の

バックアップの質問であり、また違う形で違う部署の方々が一緒に横のチェーンの並びのように教育、また人生の先輩方の福祉、その横のつながりがあるからこそ平群町を選んでいただいたと。いろんな施策を打って、お金を給付することによってでも、この5月の1日に給付の申請を送った途端、すぐに皆さん、平群町の方々は戻ってきて、すぐに配付できた。本当に皆さん、役場の職員の方々、頑張っていたら。ただ、ほかの市町村よりも目立つためにももう一度、もう一步、申し訳ないですけども、一致団結して、この平群町の財政難の中でお金をかけないでハートが熱い平群町を見せていただけるように、教育の質問でいろんな形で違うような言葉を言って申し訳なかったですけども、施策を打っていただけるようにどうぞよろしく願いいたします。この教育現場の質問についてはこれで結構です。どうもありがとうございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、長良議員御質問の2点目、魅力ある平群町を発信し、注目度を上げる施策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の影響から、その予防対策としての新たな生活スタイルを確立し、脱コロナに向けた協生のまちづくりが全国的に求められております。このコロナ感染症対策として本定例会で報告しました国の1次補正に対応した平群町独自の取組として、一つ、在宅学習の支援、二つ、家計への支援、三つ、事業者への支援、四つ、感染拡大の防止策と大きく四つの観点から取組を行っています。今回の支援策は何より住民の皆さんの不安を払拭することを第一義にスピード感を重視し、本町独自の支援策を打ち出したところであります。さらに今後、国の2次補正に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付がされることとなっております。

そこで、議員御質問の発信し、注目度を上げる施策についてであります。この臨時交付金に対応する施策については、まずは第1次分と同様に逼迫する住民生活に目を向け、その生活への支援策を講じていくこととしております。その上で、脱コロナに向け、協生する平群町に合った取組の事業を編成し、速やかに実施してまいりたいと考えております。また、事業実施においては広く

住民の皆様をはじめ、町内外に周知できるよう積極的にPR活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良君。

○2番

ありがとうございます。この新型コロナウイルスでいろいろな形で施策を打っていただいてる、国、また県、町の方々、いろいろな交付金あるとは思いますが、その中で1回、これ終わりましたして2回目の補正予算組まれる。僕は一番何が一般質問でしたかということ、皆さん一緒にいろいろな形で取り組んでるんやと、助け合いしてるんやと。その中で、今日の一般の議員のほかの方々の諸先輩方の質問と同様に、個別にする分もあれば、平群町全体を見定めてする給付もある。その中でやっぱり今回広報に載ったように、これだけのことを1億円預かせてもうたやつでしましたとPRして、どこよりも一生懸命頑張ってるんやというふうに給付、いろいろな形で工夫し、やっていただいているんだしたら、僕も一生懸命、後方支援の1人として、役場の職員、こうやってやってくれてるから、こうやって言うてきてくれたら僕、すぐにつなぐよと。その代わり予算低減あるから、半年半年、議会ごとの見直しの中で提案して行って、役場の職員の方々も予算があったらさっさと組んでくれるやろうし、この受け答えが僕のパイプ役としての議員の仕事やと思ってる。

その中で町長、最後にお伺いします。この一番見えない敵、コロナウイルスと共に戦う中で、迅速な対応をこれからもっともっと求められると思う。この1回目の10万円の給付金やないけど、役場の職員みんな挙げて一緒に取り組んだんやと、このアピールのためにも町長自らこうやってアピールするよというふうにお聞かせ願いたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長

町長。

○町長

それでは長良議員の質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大を受けて、住民には大きな生活に対して影響を及ぼしております。町では定額給付につきましても職員が一丸となって給付作業に努め、県下でも早い時期に交付することができました。本定例会でも報告をさせていただきましたが、新型コロナウイルスの感染症に対しての地方創生臨時交付金を活用しまして、平群町独自の七つの支援策を実施することといたしました。また、第2次の国の補正により地方創生の臨時交付金も

交付されることとなっております。引き続き住民の生活を守るための支援、子どもの教育の支援、そして地域経済の活性化に対する支援を講じてまいりたいというふうに考えております。

新型コロナウイルスの感染症で生活が厳しい状況であります。行政と住民が一丸となって、元気な平群町にしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長
長良君。

○2番

どうもありがとうございます。私の一般質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

2時まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 1時45分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号10番、議席番号1番、岩崎君の質問を許可いたします。岩崎君。

○1番

議席番号1番、岩崎真滋でございます。それでは、ただいま議長の許可が出ましたので、先般通告させていただきました平群町のコロナ対策について質問させていただきます。

初めに、今回の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、闘病中の皆様に心からお見舞い申し上げます。また懸命に治療に当たっている医療従事者をはじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります。新型コロナウイルス感染症対策を考える中で地震や大雨などの災害時の感染症対策を考えておく必要があると思われ。新聞報道などによると、避難所に避難してきた多くの住民が集まると密閉空間で

密集状態を生み、感染拡大の危険性が高まりやすい。過去にも熊本地震や東日本大震災、阪神淡路大震災の際に避難所でのインフルエンザやノロウイルスの感染が広がった例がある。避難所で感染リスクを恐れるあまり、住民が避難をためらうことがないよう、密集状況の回避や衛生管理の徹底を図る必要があると。

そこで、感染症を念頭に置いた次の3点の質問をさせていただきます。

1点目、避難所の安全対策について。

2点目、今後の町内の行事は。

3点目、コロナの第2波に向けての対策は。

以上3点、御答弁よろしくお願いたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、議員御質問の1点目でございます。避難所の安全対策についてお答えいたします。

これまでの避難所では多くの住民が一つの空間に集まることで、密閉空間で密集状態を生み、感染拡大の危険性が高まりやすくなります。そこで本町では地震や大雨、台風により被災された住民の避難場所として避難所を開設する場合に、新型コロナウイルス等の感染症対策としまして次のような対策を検討しております。

まず避難者の受入れ時において、避難者の体調確認や体温の測定、アルコール消毒液等による消毒などの実施を検討しています。そして、避難者スペースを隣と2メートル程度間隔を空け、避難者同士の距離が図れるよう配慮してまいります。これにはパーティション等で区切ることがより一層望ましいとい考えられるため、今後備蓄を増やし、必要数量を順次確保してまいります。さらに感染症を疑われる方や軽症者が避難された場合におきまして、一時的に避難する場所を確保する必要がありますので、可能であれば敷地内の別の建物への避難とし、他の避難者と動線を分離し、感染拡大防止に努めてまいります。本町といたしましても避難所を開設する場合は可能な限り衛生環境の確保に努め、避難所での感染リスクを恐れるあまり住民が避難をためらうことがないよう努めてまいります。

一方で、今後、3密を避ける対応が必要となり、これにより各避難所の収容人数が減ることになります。また、避難者の受入れる側の対応を含めた体制整備と避難の在り方が課題となってきます。この対応策の一つとして、住民の皆様方が平時から避難所への避難の必要性などを含め、多様な避難を検討してい

ただき、例えば、自宅で安全確保が可能であれば必ず避難所に行く必要はなく、また避難所だけでなく、安全を確保できる親戚や知人宅を避難先としてあらかじめ検討いただくよう、その周知に努めてまいりたいと考えています。

続きまして2点目の質問でございます。今後の町内の主な行事についてでございます。6月末までの行事については中止とお知らせをしております。7月、8月の町内行事のウォーターパークの運営、人権・命の尊さへの町民集会、平群平和のための戦争展も全て中止と決定しており、広報、ホームページ等へのお知らせを行ってまいります。

また、9月以降の行事につきましては、コロナの感染状況などを踏まえながら、今後、町や実行委員会等で協議を行い、実施及び中止について判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、3点目のコロナの第2波に向けての対策について御質問にお答えいたします。

現在、国、県、近隣自治体の対策方法を参考に実施方法の見直しを進めながら事業の再開や施設利用の自粛の解除を実施しています。常に第2波が来ることを念頭に置き、「感染しない。させない」「三つの密を避ける」「新しい生活様式」の定着を目標に住民への啓発に努めております。

奈良県では感染拡大防止対策の徹底としてPCR検査対象の拡大や検査能力の拡充、維持、二つ目、医療提供体制の見直しとして予備病床の確保や医療従事者支援等、三つ目、社会活動の正常化の取組、四つ目、経済活動活性化の取組等を進めています。中でも住民や事業者が感染防止の対策を進め、新しい生活様式を踏まえ、取組を進めていくことを場面場面で具体的に検討して啓発していきたいと考えています。

また、感染防止する環境の整備として、各施設はそれぞれの現場で施設の利用人数や時間等の制限、消毒や換気をさらに徹底するなど環境の改善として学校現場の水道蛇口の抗菌、空気清浄機、非接触性体温計、除菌水生成機材の購入などを現在も進めているところでございます。

なお、現在不足するアルコール消毒液の代用としまして、従来から多くの市町村や民間施設で利用されている次亜塩素酸水（除菌水）を住民の皆さんへの配布の準備を進めております。過日、経産省から委託された独立行政法人製品評価基準基盤機構（NITE）から出された中間評価におきましては、新型コ

コロナウイルスに対する消毒効果が次亜塩素酸水につきましては有効との判定に至らず、引き続き検証を行うことになりました。国立感染症研究所における試験では99.99%以上の感染価減少が認められたことの記述もある一方、北里大学における試験との判定が異なる結果となったためです。今後、同機関によりさらなる検証が進められていくものですが、インフルエンザウイルスやノロウイルス等の新型コロナウイルスとの塩基構造の似たウイルスに対してこの微酸性電解水による殺菌成分が遊離次亜塩素酸であることから、基本的にはウイルスには失効効果があるとされ、活用されてきたものです。住民の皆様にご混乱を来すことのないように説明を行うとともに、机や椅子、家具等の除菌をして、空中には噴霧せず、この除菌水を拭き取り清掃等に活用いただけますように説明してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長

岩崎君。

○1番

1点目、2点目につきましてですが、消毒、パーティション、ソーシャルディスタンス、備蓄を増やす等の対策は取っておるということでございます。また2点目の9月以降、今後また状況見ながら実施するかどうかということなんですが、1点目、2点目、再質問ちょっとさせていただきます。

1点目の再質問、災害時、車の中での避難も考えられると思います。文化センターなどの避難所の駐車場をやむを得ず車での待機や車中泊などで使用することも考えられると思います。現時点での駐車場の受入れ体制や、コロナをはじめ熱中症、エコノミークラス症候群などに対する現時点での町の対策案などありましたら教えてください。

2点目の再質問、町の行事を実施した場合、屋内外それぞれ対策が変わると思うんですけども、現時点での具体的な感染症対策の対策案はありますか。あれば教えてください。

3点目の再質問です。コロナウイルス感染症対策で見えてきた現時点での町の課題、具体的なものあれば教えてください。よろしくお願いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問、まず1点目の再質問でございます。災害発生時には自動車内ではなく、町があらかじめ指定した避難所に滞在することが原則であります。やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しましても必

要な措置を講ずるよう努めるべきと考えております。このコロナ禍におきましては感染症を懸念して車中避難者が一層増加すると予測されます。まず車中避難者がどこに何人存在するのかの把握に努める必要があると認識しております。

また、車中避難者の熱中症対策としまして、車内にてエアコンを利かすことでその防止は図れるものと想定しますが、車中避難者が引き起こす可能性が高いと言われますエコノミー症候群は血栓が原因であると言われております。コロナウイルス感染症では血管内に血栓が生じやすいとも言われます。やむを得ない理由がない限り、できるだけ車中避難を避けていただくこととし、仮に車中避難が必要な方は、まず自らが水分摂取やマッサージなど健康管理に努めていただき、体調に変化があれば速やかに医療機関へと搬送できる体制を準備することで対応してまいりたいと考えております。

それから2点目の再質問でございます。現在のところ、奈良県の対処方針、5月25日方針に基づき、イベント開催制限の段階的緩和の目安を参考に、また入退場時の制限や誘導、待合室等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気など適切な感染防止策を講じた上で、行事ごとの規模や会場に応じた対応も含めて実施を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは再質問にお答えさせていただきます。

回答がかぶるかと思うんですけども、今後、台風とか地震等の災害、それから新型コロナウイルス等の病原菌の感染リスクの低減、災害や不測の事態を見据えた業務継続計画、住民サービスを低下することなく、来庁や密を避けた窓口業務の在り方の検討などについて庁内全体で早急に検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長

岩崎君。

○1番

ありがとうございます。最後にお問い合わせという形で終わりたいと思います。新型コロナウイルスについては高齢者や基礎疾患がある方については特に重症化しやすいため、施設等においてはウイルスを持ち込まない、広げないことに留意し、感染経路を断つことが重要であると言われております。今後も町行政にお

かれましては新型コロナウイルス感染症の対策に引き続き取り組んでいただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2 時 1 4 分)